

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この交付金を活用し、道路や水道等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の多大な貢献があることを十分認識すべきである。

しかしながら、これらの関係市町村においては、人口の減少や高齢化の進行、三位一体の改革による地方交付税の減額等により地域の疲弊が進行している。

このような状況下、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなり、現在の制度では、これらの地域がますます疲弊し、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

よって、国においては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えるこの交付金について、今後とも円滑な運転を継続することの必要性を考慮の上、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 交付対象期間を発電施設の運転終了までとすること。
- 2 原子力発電交付金との格差を踏まえ、交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件を改善し、所要の財源を措置すること。
- 3 行政刷新会議ワーキンググループの結論を尊重し、使途に制限のない交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

| | |
|-----------------|-------------|
| 衆 議 院 議 長 | 横 路 孝 弘 様 |
| 参 議 院 議 長 | 江 田 五 月 様 |
| 内 閣 総 理 大 臣 | 鳩 山 由 紀 夫 様 |
| 国 家 戦 略 担 当 大 臣 | 菅 直 人 様 |
| 内 閣 官 房 長 官 | 平 野 博 文 様 |
| 総 務 大 臣 | 原 口 一 博 様 |
| 財 務 大 臣 | 藤 井 裕 久 様 |
| 経 済 産 業 大 臣 | 直 嶋 正 行 様 |